

## 板橋第六小学校 改築検討会 会則

令和 6 年 6 月 5 日 決定  
板橋第六小学校改築検討会

## 1 設置目的

板橋第六小学校の改築にあたり、学校関係者や地域の方々など利用者の視点を取り入れるため、「板橋第六小学校 改築検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

## 2 検討会の役割

検討会は、次に掲げる項目について検討及び調整し、板橋区教育委員会事務局に意見する。

- (1) 板橋第六小学校改築に係る基本構想・基本計画策定、及び基本設計策定に関する事項
- (2) 新しい板橋第六小学校の施設概要に関する事項
- (3) 新しい板橋第六小学校の校舎配置に関する事項
- (4) 新しい板橋第六小学校と地域連携のあり方に関する事項
- (5) 通学区域に関する事項
- (6) 工事中の運営に関する事項
- (7) その他検討会が必要と認める事項

## 3 組織

検討会は、次に掲げる者を中心に構成する。

- (1) 板橋区コミュニティ・スクール委員
- (2) 学校関係者
- (3) 事務局（板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課・板橋区関係課、受託事業者）
- (4) 前各項に掲げる者のほか検討会が必要と認める者

## 4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、検討会設置の日から基本設計の策定の日までとする。
- (2) 委員の任期を変更する場合は、検討会の協議をもって決定する。
- (3) 板橋区コミュニティ・スクール委員でなくなった場合は、委員の任期を終了する。
- (4) 板橋区コミュニティ・スクール委員の任期終了後も、本人の申出により委員の任期を継続する場合は、検討会の同意により再任し、委員の任期を継続することができる。

## 5 会議

- (1) 検討会は、事務局が進行を行うものとする。
- (2) 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

## 6 会長・副会長

- (1) 検討会に会長を置く。

- (2) 会長は、板橋第六小学校校長とする。
- (3) 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (4) 検討会に副会長を置くことができる。
- (5) 副会長は、互選により選出する。
- (6) 副会長は、会長を補佐する。
- (7) 会長に事故があるときは、副会長は会長の職務を代理する。なお、副会長がいない場合は、互選により職務代理者を選出する。

## 7 会議の公開等

- (1) 検討会は、公開とする。ただし、検討会が決定した場合は、非公開とすることができる
- (2) 検討会の議事を傍聴しようとする者は、事務局から傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し係員に提示してその指示する席に着くものとする。
- (3) 次の事項のいずれかに該当する者は傍聴することができない。
  - ①凶器の類を携帯した者
  - ②酩酊した者
  - ③異様の服装をした者
- (4) 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
  - ①傘、杖（会長の許可を得たものを除く。）の類を携帯してはならない。
  - ②飲食（熱中症予防のための水分補給を除く。）又は喫煙してはならない。
  - ③議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
  - ④騒ぎたて、議事を妨害してはならない。
  - ⑤写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
  - ⑥携帯電話及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。
  - ⑦会長が認めた場合、傍聴者は検討会資料を閲覧することができる。ただし、持ち帰ることはできない。
  - ⑧前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- (5) 傍聴人が、前項の規定に違反したときは、会長はこれに退席を命ずることができる。

## 8 その他

- (1) この会則に定めるもののほか、必要な事項は、検討会で別に定める。